平成２５年（フ）第６０号
埼玉県春日部市栄町３丁目299番地　ナイスピア壱番館202号
債務者　高山　和範
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
福岡県京都郡苅田町大字南原1018番地１
債務者　古川　弘見（旧姓坂廻）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５号
福岡県築上郡築上町大字有安318番地２
債務者　長島　　卓
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字嶋舘37番地
債務者　松本　繁雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２号
岩手県奥州市水沢区羽田町字水無沢497番地１特別養護老人ホームいこいの森
債務者　千葉　タマ
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５号
岩手県奥州市水沢区中上野町３番16号
債務者　菊池　三枝
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１８３１号
埼玉県川口市並木１丁目19番11号　ウッドリバーアン303号
債務者　古川　洋一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
埼玉県桶川市大字坂田1331番地の２
債務者　諏佐　敏秋
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
埼玉県蕨市北町１丁目18番19号　蕨第３サニーコート104号
債務者　米倉　久美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
埼玉県川口市上青木西５丁目３番25号　エンジェルハイツ102号
債務者　海原　未央（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
埼玉県新座市道場２丁目２番２号
債務者　小澤つね子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮839番地の２
債務者　矢加部智江美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
沖縄県うるま市字安慶名228番地　幸喜アパート203
債務者　平良タケ子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１７３号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目19番２号
債務者　水上　　洋
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５４号
東京都小金井市東町５丁目24番12号コーポ鴨下202
債務者　外山　淳子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７７号
釧路市芦野３丁目34番742号
債務者　福島　邦江
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
栃木県小山市大字福良1505番地
債務者　北島　明美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部